

## 該非判定結果

■本該非判定結果は 2019年1月9日施行 の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。  
当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。

■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。  
お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方

■輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二

判定結果：「該当」＝規制品目であり、規制値を満たす。

「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。

「対象外」＝規制品目に当てはまらない。

判定結果が対象外の場合「いずれの項にも関係しない」となります。

又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。

輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。

■米国輸出管理規則(EAR)

判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List. 以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。

「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。

「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

| 製品名     | 型番  | 輸出令別表第一の1項から15項 |        |                 |  | 輸出令別表第二 |    |                     | EAR   |  |
|---------|---|-----------------|--------|-----------------|--|---------|----|---------------------|-------|--|
|         |   | 判定結果            | 輸出令    | 省令              | 判定理由   | 判定結果    | 項番 | 判定理由                | ECCN  | 判定理由   |
| DCパルス電源 | DPG-5P,<br>DPG-10P  | 非該当             | 2項(41) | 1条四十八号<br>1条五十号 | スイッチングを行う<br>組み立て品で、ハル<br>ス発生器であるが、<br>対象となる性能を満<br>たしておらず、非該<br>当である。 | 対象外     | —  | 規制品目に当ては<br>まらないため。 | 対象外   | 米国産ではなく、ま<br>た米国規制ソフト<br>ウェア・技術に基づ<br>いて直接的に製造さ<br>れたものではないた<br>め。 |
| 異常放電防止器 | A2K-20K,A2K-40K,<br>A2KH-25,<br>A2K-ITO80                       | 非該当             | 2項(41) | 1条四十八号<br>1条五十号 | スイッチングを行う<br>組み立て品で、ハル<br>ス発生器であるが、<br>対象となる性能を満<br>たしておらず、非該<br>当である。 | 対象外     | —  | 規制品目に当ては<br>まらないため。 | 対象外   | 米国産ではなく、ま<br>た米国規制ソフト<br>ウェア・技術に基づ<br>いて直接的に製造さ<br>れたものではないた<br>め。 |
| 異常放電防止器 | STARBURST   | 非該当             | 2項(41) | 1条四十八号<br>1条五十号 | スイッチングを行う<br>組み立て品で、ハル<br>ス発生器であるが、<br>対象となる性能を満<br>たしておらず、非該<br>当である。 | 対象外     | —  | 規制品目に当ては<br>まらないため。 | EAR99 | 米国産ではなく、ま<br>た米国規制ソフト<br>ウェア・技術に基づ<br>いて直接的に製造さ<br>れたものではないた<br>め。 |
| MFユニット  | MFU-20K   | 非該当             | 2項(13) | 1条十八号           | スパッタリング用AC<br>電源であり、誘導<br>炉、アーク炉、溶解<br>炉では使用できない                       | 対象外     | —  | 規制品目に当ては<br>まらないため。 | 対象外   | 米国産ではなく、ま<br>た米国規制ソフト<br>ウェア・技術に基づ<br>いて直接的に製造さ<br>れたものではないた<br>め。 |
|         |   |                 | 2項(41) | 1条四十八号<br>1条五十号 | スイッチングを行う<br>組み立て品で、ハル<br>ス発生器であるが、<br>対象となる性能を満<br>たしておらず、非該<br>当である。 |         |    |                     |       |  |
| AC電源    | MFS-50/H,<br>MFS-50/H用MFユニット、<br>MFS-100/H,<br>MFS-100/H用MFユニット | 非該当             | 2項(13) | 1条十八号           | スパッタリング用AC<br>電源であり、誘導<br>炉、アーク炉、溶解<br>炉では使用できない                       | 対象外     | —  | 規制品目に当ては<br>まらないため。 | 対象外   | 米国産ではなく、ま<br>た米国規制ソフト<br>ウェア・技術に基づ<br>いて直接的に製造さ<br>れたものではないた<br>め。 |
|         |   |                 | 2項(41) | 1条四十八号<br>1条五十号 | スイッチングを行う<br>組み立て品で、ハル<br>ス発生器であるが、<br>対象となる性能を満<br>たしておらず、非該<br>当である。 |         |    |                     |       |  |
| LCフィルタ  | LC1P-5A,LC1P-25A  | 非該当             | 2項(41) | 1条四十八号          | ハルス発生器に使用<br>するLCフィルタで<br>あり、対象となる性<br>能を満たしておら<br>ず、非該当である。           | 対象外     | —  | 規制品目に当ては<br>まらないため。 | 対象外   | 米国産ではなく、ま<br>た米国規制ソフト<br>ウェア・技術に基づ<br>いて直接的に製造さ<br>れたものではないた<br>め。 |